令和８年度

被災宅地危険度判定士　養成講習会

【判定マニュアル】

公益社団法人　全国宅地擁壁技術協会

『マニュアル』とは・・・・

■ 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル

判定マー○

『手引き』とは・・・・

■ 擁壁・のり面等被害状況調査危険度判定票作成の手引き

手引きー○

■ 参考資料
変状項目及び変状による「大・中・小」の区分

参考ー○

被災宅地危険度判定関係

ダウンロード

http://www.hisaitakuchi.jp/download.html

被災宅地危険度判定関係

- 被災宅地危険度判定実施要綱
- 被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(PDF版)
- 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(PDF版)
- 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(参考資料)(PDF版)
- 擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き(PDF版)
- 調査票(WORD版)
- 判定ステッカー(WORD版)
- 判定調整員業務マニュアル(PDF版)
- 実施本部マニュアル(PDF版)
- 資料1～5(PDF版)
- 関係様式集(WORD版)
- 被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則

『被災宅地危険度判定連絡協議会』 http://www.hisaitakuchi.jp/

『被災宅地危険度判定連絡協議会』のパンフレット

被災宅地危険度判定を行っています

被災宅地の危険度判定制度

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

被災宅地危険度判定士とは・・・

被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」）は、被災した市町村又は都道府県の要請により、宅地の二次災害の危険度の判定を行う技術者です。主に土木、建築等の技術者で、一定の専門技術資格・経験を有し、都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士講習会」の受講した後に登録した者です。

判定活動をする場合、登録証を携帯し、「被災宅地危険度判定士」と明示した腕章やヘルメットを着用しています。

判定の概要

宅地判定士を含む2～3人が1組になって、調査票等に定められた客観的な基準により、目視できる範囲の箇所について被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。

その際、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもあります。

①被害状況調査（現地）
安全の確認状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記載していきます。

②被害状況調査（宅地）
宅地に立入れないため写真撮影し、その宅地の被害状況を把握していきます。

③被害状況の詳細記載
各被害状況の評価（危険の軽、注意状況等）を判定し、被害程度に応じて点数をつけていき、各宅地の被害総点を点数にしていきます。

④調査結果の掲示
各宅地の被害危険に応じて、その所有、管理の住民が未然に、より二次災害に巻き込まれないよう、各宅地の状況を周知するため、結果票を目立つ箇所に掲示します。

判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果は、下記の３種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための知識についても明示します。なお、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

危険宅地
この宅地に入ること
は危険です。

要注意宅地
この宅地に入る場合は
一分に注意してください。

調査済宅地
この宅地の被災程度は
小さいと考えられます。

注意

※　本判定結果は、あくまで被災後に実施される宅地の危険度に関する暫定的な調査であるため、「り災証明」のための調査ではありません。

問　合　先

○○県　○○部　○○局　○○課

電話　○○-○○○○-○○○○　FAX　○○-○○○○-○○○○

これまでの被災宅地危険度判定実施状況

地震名	発生日	最大震度	被災宅地危険度判定結果			
			調査件数	危険（赤）	要注意（黄）	赤＋黄
兵庫県南部地震	H7.1.17	震度7	※			1,874
鳥取県西部地震	H12.10.6	震度6強	396	139	155	294
新潟県中越地震	H16.10.23	震度7	3,759	627	491	1,118
福岡県西方沖地震	H17.3.20	震度6弱	454	183	168	351
新潟県中越沖地震	H19.7.16	震度6強	2,082	419	307	726
岩手・宮城内陸地震	H20.6.14	震度6強	378	39	59	98
東日本大地震	H23.3.11	震度7	6,456	1,450	2,142	3,592
長野県北部地震	H26.11.22	震度6弱	966	55	122	177
熊本地震	H28.4.14 H28.4.16	震度7 震度7	20,022	2,760	2,028	4,788
鳥取県中部地震	H28.10.1	震度6弱	4,898	228	389	617
島根県西部を震源とする地震	H30.4.9	震度5強	225	44	76	120
大阪府北部を震源とする地震	H30.6.18	震度6弱	66	30	28	58
北海道胆振東部地震	H30.9.3	震度7	113	24	35	59
山形県沖を震源とする地震	R1.6.18	震度6強	19	2	14	16

※　兵庫県南部地震時の数字は住宅・都市整備公団（当時）により調査を実施した宅地被害箇所数

被災宅地危険度判定の活動

(a)平成16年新潟県中越地震

(b)平成19年新潟県中越沖地震

(c)平成20年宮城・岩手内陸地震

(d)平成23年長野県北部地震

2011年(H23) 東日本大震災 仙台市折立地区

2020年から30年間に
震度6弱以上の揺れに
見舞われる確率

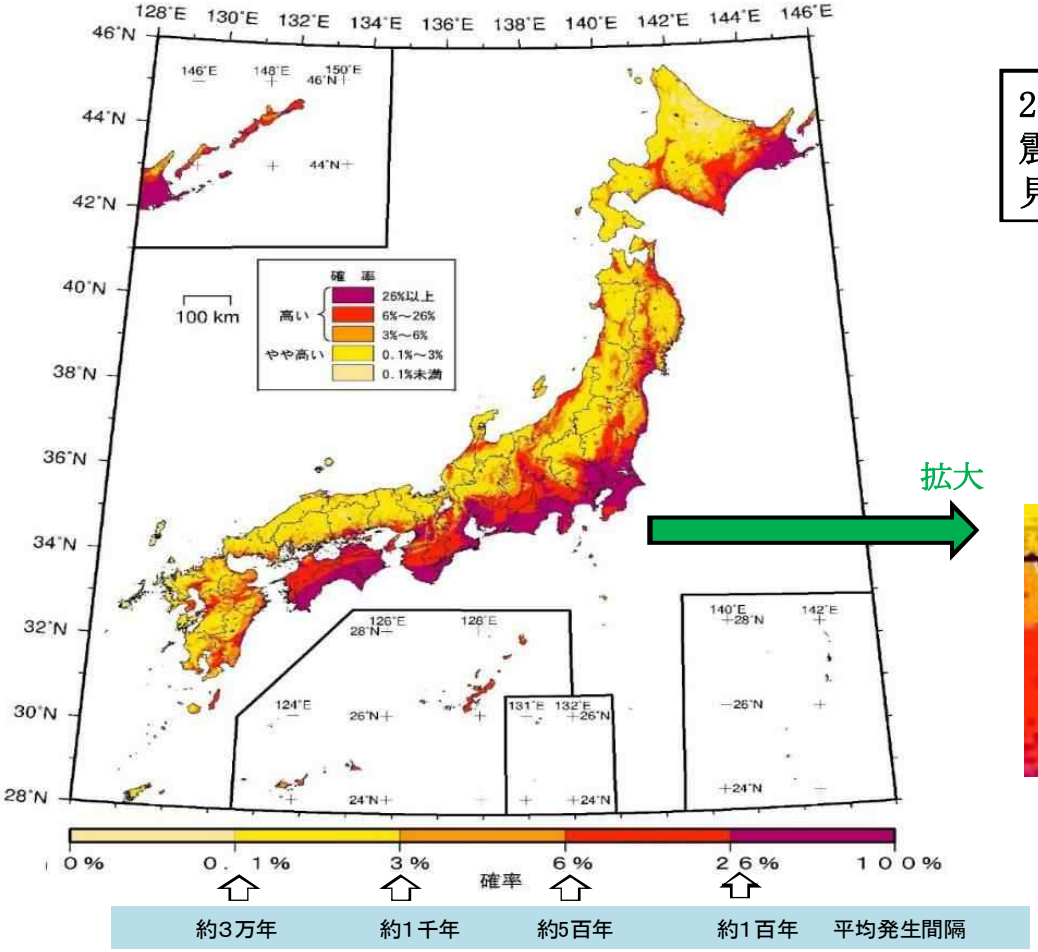

拡大

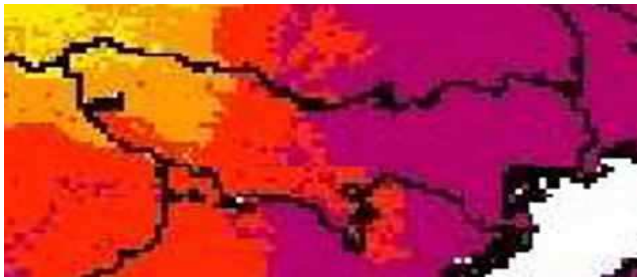

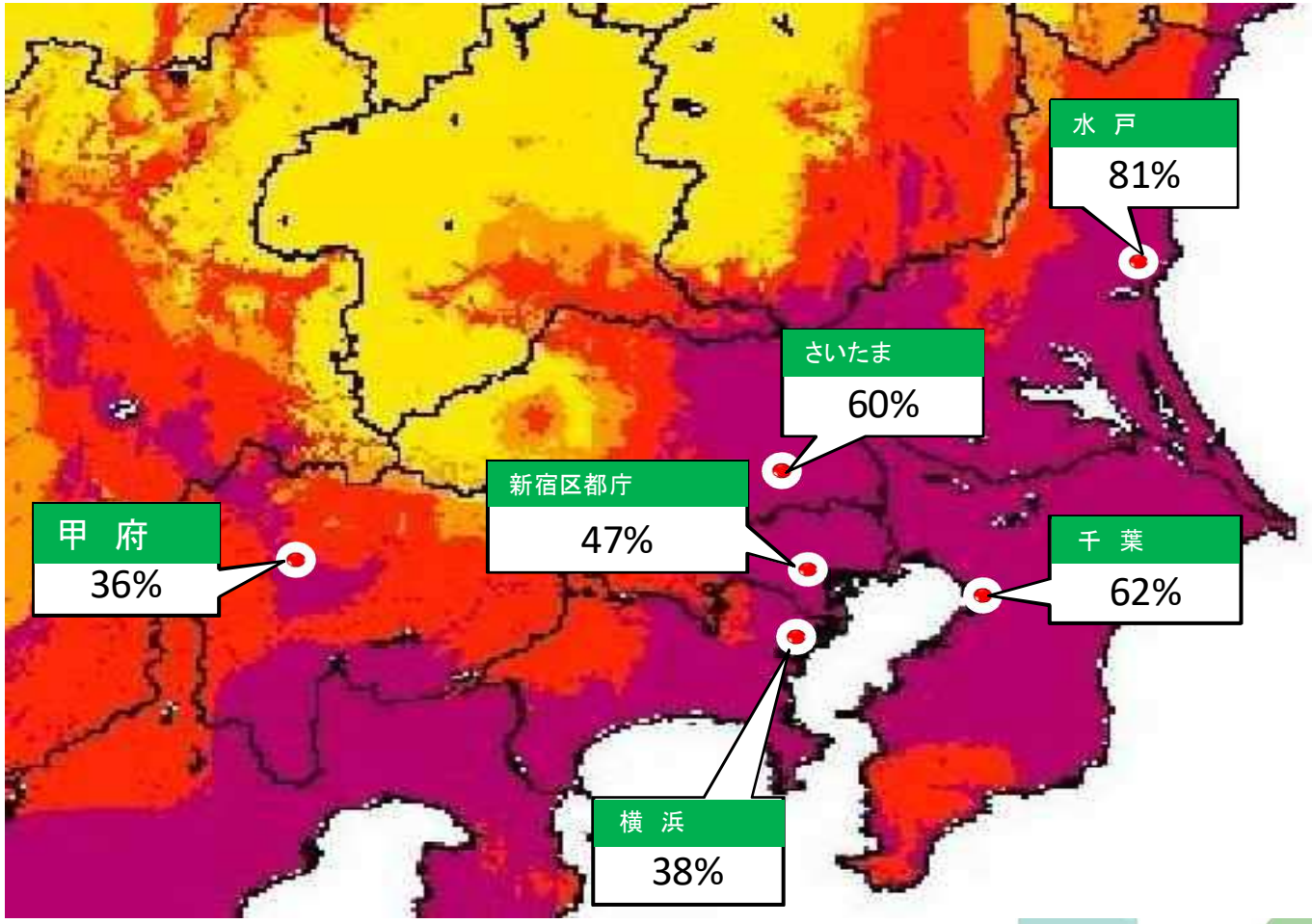
水　戸
81%
さいたま
60%
新宿区都庁
47%
甲　府
36%
千　葉
62%
横　浜
38%

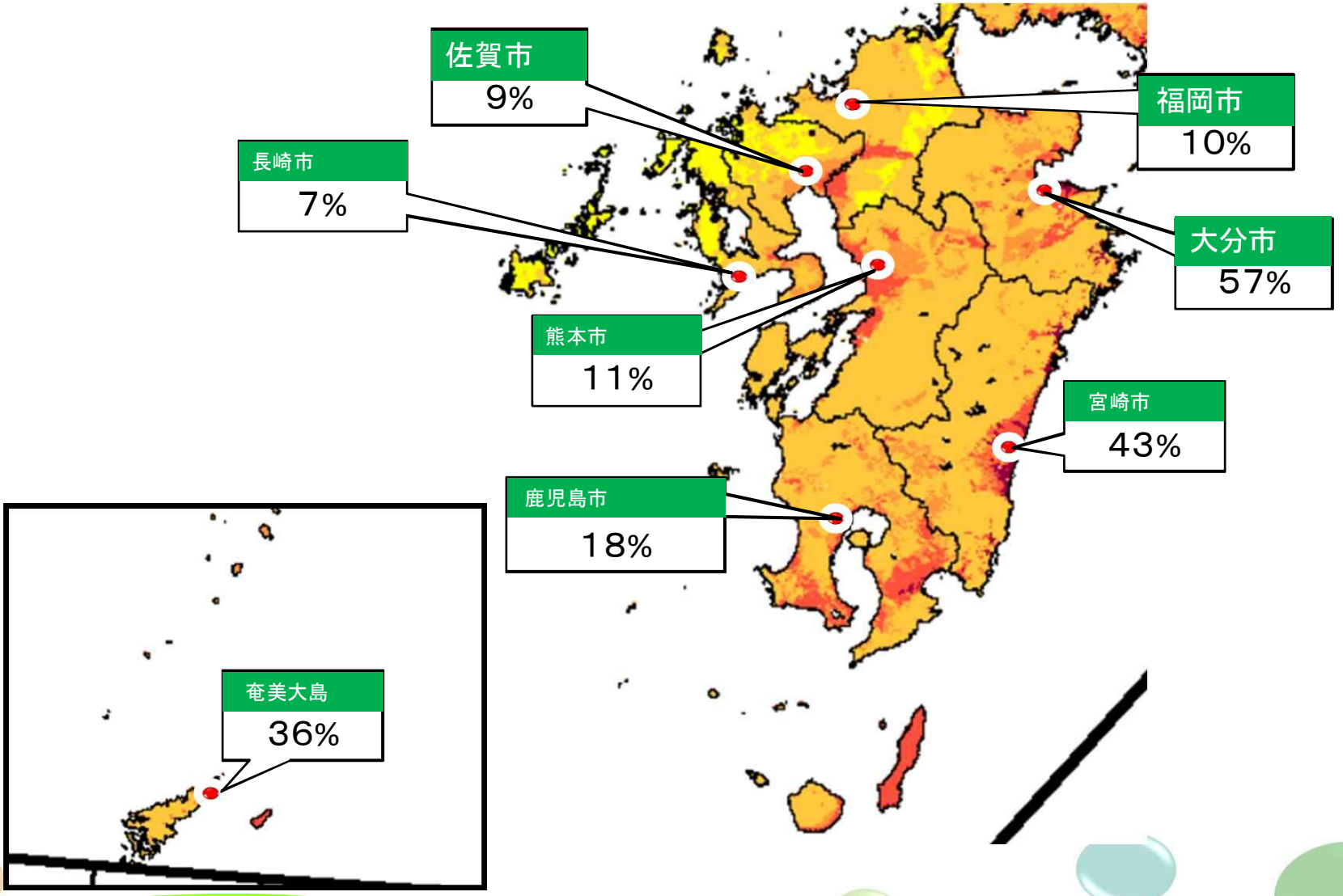
佐賀市
9%
福岡市
10%
長崎市
7%
大分市
57%
熊本市
11%
宮崎市
43%
鹿児島市
18%
奄美大島
36%

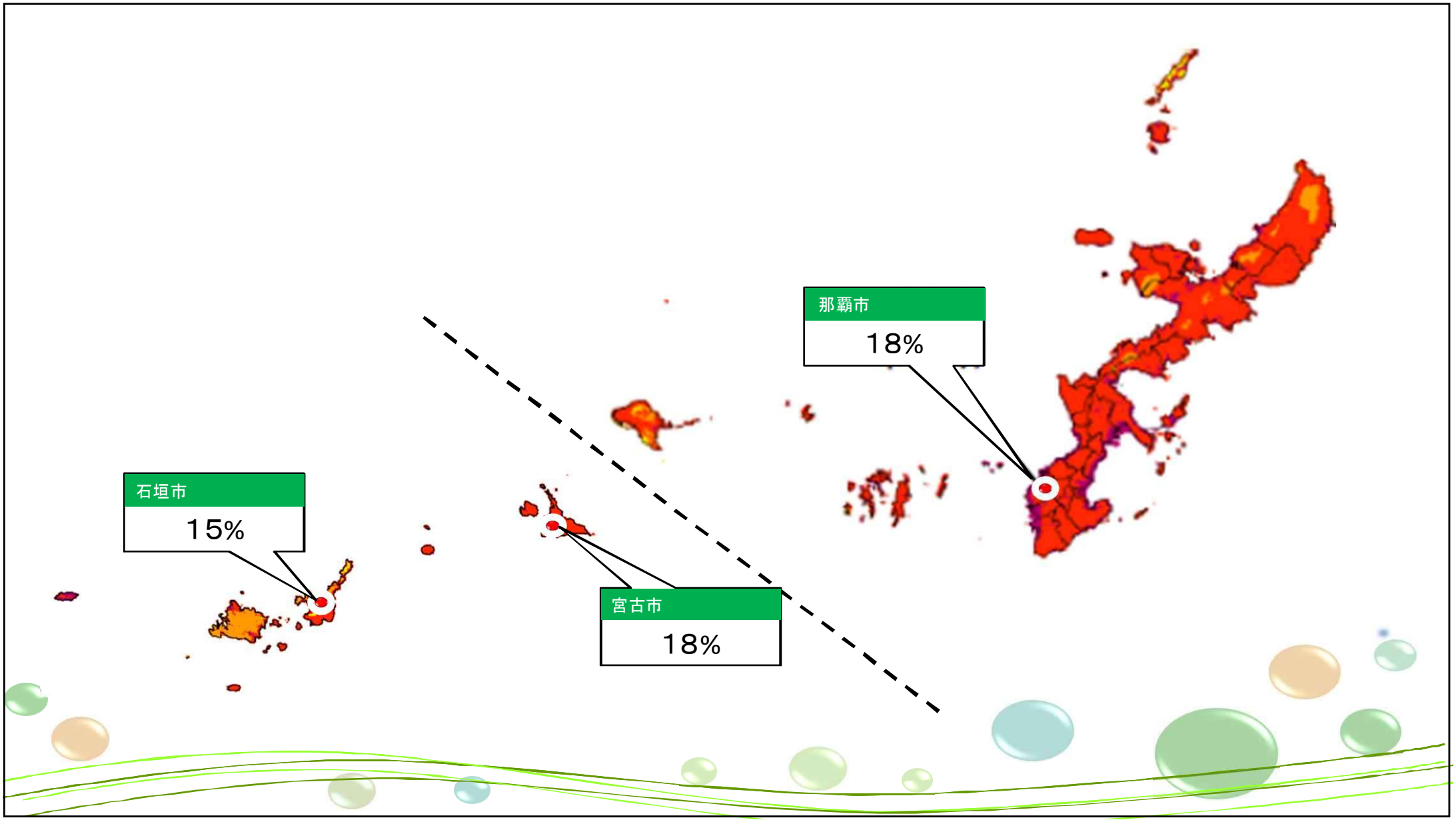
那覇市
18%
石垣市
15%
宮古市
18%

- Part　Ⅰ：　基本事項編
- Part　Ⅱ：　調査票の共通事項編
- Part　Ⅲ：　宅地擁壁の調査票
- Part　Ⅳ：　宅地･のり面の調査票
- Patr　Ⅴ：　その他

1.1 目的

判定マー１

本マニュアルは、市区町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等（以下「大地震等」という。）により多くの宅地が広範囲に被災した場合に実施される被害状況調査及び危険度判定に関する標準的な手法を定めることにより、避難等による二次災害の軽減・防止に資することを目的とする。

●行政のセカンドアクション●

2.1 調査構成

判定マー４

- 調査班は、被災宅地危険度判定士を含む、3～4人体制（判定士2名以上、残りは補助員）
- 調査ルート・分担、交通手段等の選定、必要に応じ見直し
- 連絡体制（携帯電話・簡易無線）

２.３ 調査票の簡易記録

判定マー5

■調査の準備

『簡易記録』は、変状が確認されていない擁壁と宅地地盤及び宅地のり面の調査の際に、迅速化かつ効率的な被災宅地危険度判定の判定活動を実現するために実施本部の指示のもとで、調査票の記録の一部を省略することができる。

簡易記録は、以下の内容が省略することができる。
① 被害なしであること、及び簡易記録の採用について調査票に明記する。
② 被災状況図を省略する。
③ 基礎点０点、変状点０点とする。
④ 被害の判定値は０点となり、危険度判定は無被害と判定される。
⑤ 所見の記入も省略できるものとする。

＜被　災　状　況　図＞	応急措置　□済　□未了 ☑被災無　☑簡易記録

2.5 調査の実施

判定マー8

擁壁・のり面等の被災状況調査を行い、被害の範囲及び被害概況等を1/1,000程度の平面図（白図）と調査票に記入する。

(1)擁壁の被害状況調査

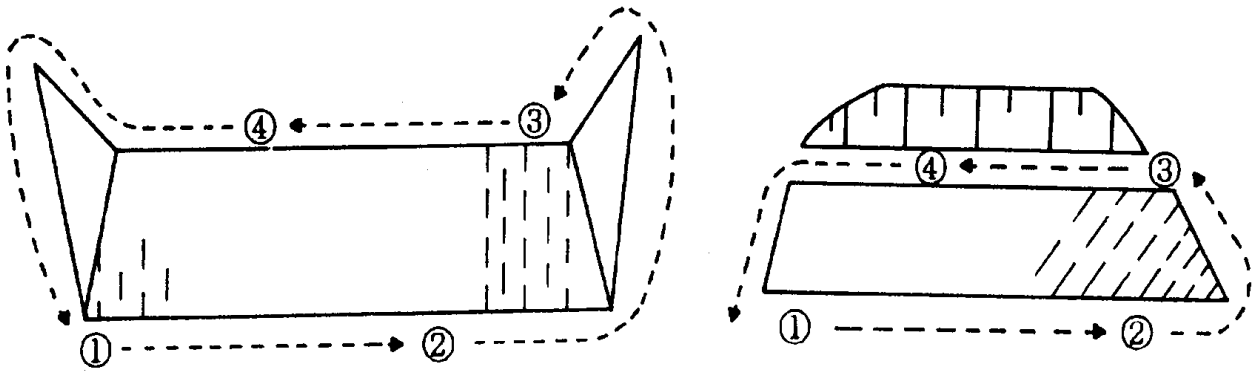

図2-1　擁壁の被害状況調査経路

2.5 調査の実施

(2)のり面の被害状況調査

判定マー9

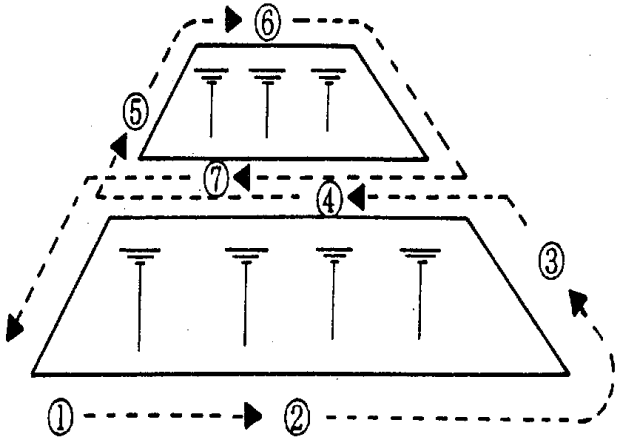

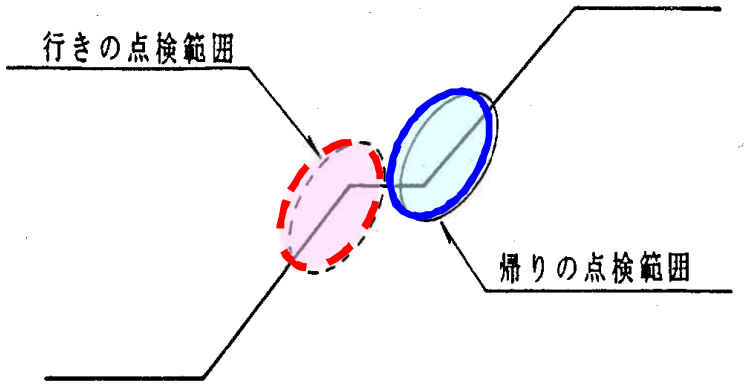

図2-2　のり面の被害状況調査経路

2.5調査の実施

判定マー9

(3)排水施設の被害状況調査

①擁壁の排水施設

A)表面排水工の被害状況

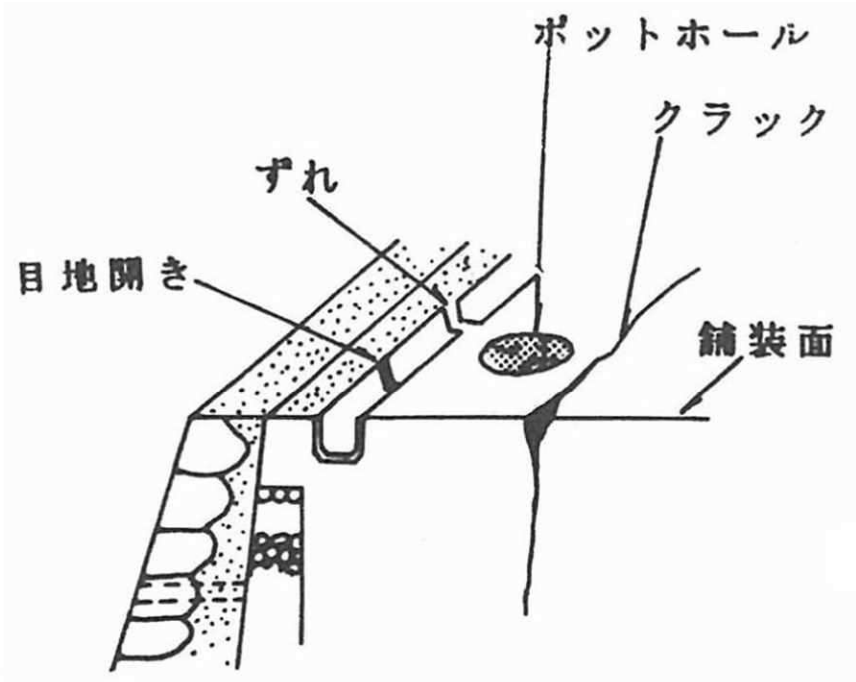

図2-3　表面排水施設の被害状況例

2.5調査の実施

判定マー10

(3)排水施設の被害状況調査

①擁壁の排水施設

b)背面排水工の変状

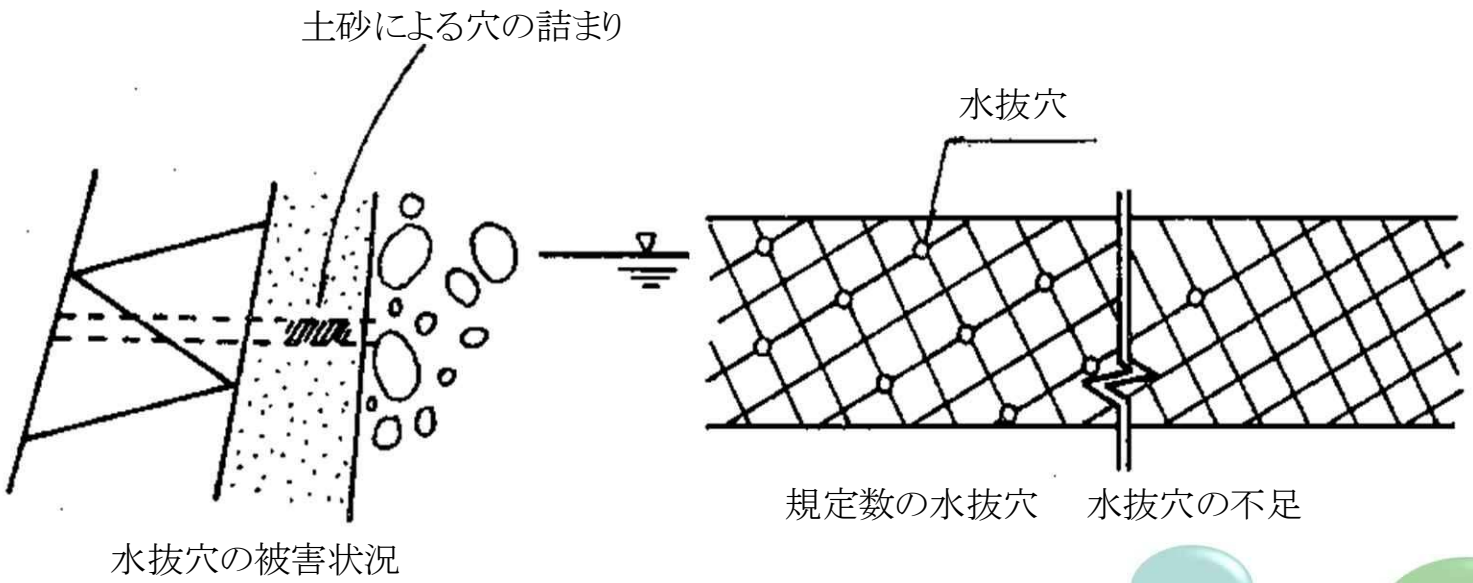

図2-4　水抜穴の被害状況例

2.5調査の実施

判定マー10

(3)排水施設の被害状況調査

②のり面の排水施設

a)表面排水工

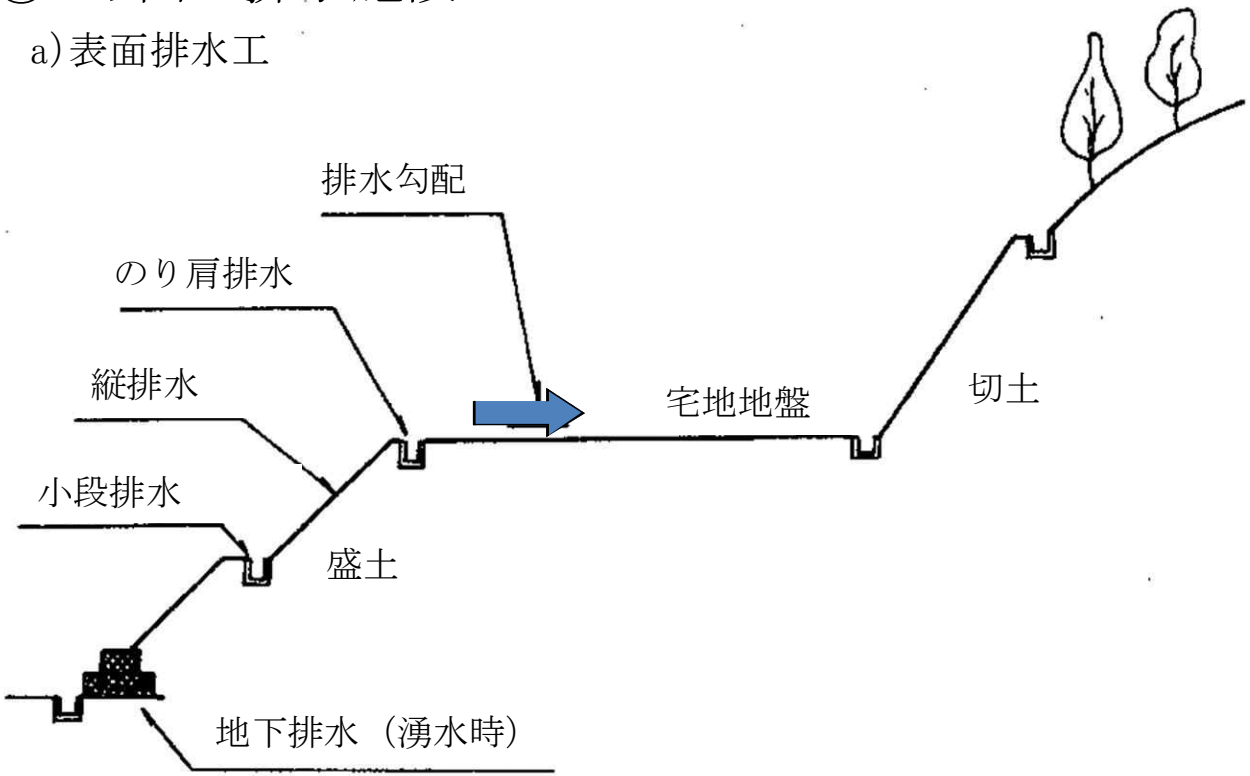

図2-5　表面排水工(模式図)

2.5 調査の実施

判定マー11

(3)排水施設の被害状況調査

②のり面の排水施設

b)地下排水工

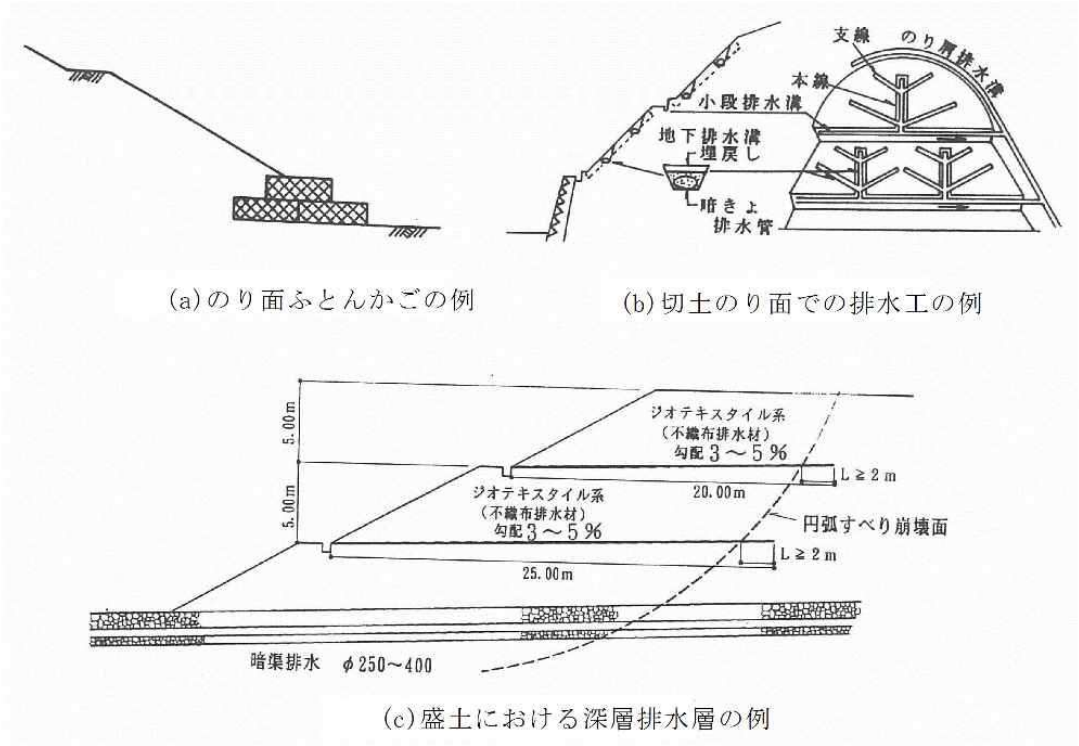

図2－6 のり面排水工の例

2.5 調査の実施

判定マー12

(4)被災写真の撮影要領

表2-2　調査における被災写真撮影要領

1. 被写体に関する記事の写し込み(ホワイトボード等への書き込み)
   ■必須　：　災害名称、整理番号、撮影年月日・時間、被災地住所

3. 撮影範囲等
   全景写真と局部写真を各1枚以上

4. 撮影に当たっての留意事項等
   ■全景写真　：　被災の区間や全貌
   ■局部写真　：　被災の程度が分かるように

6. 写真の整理
   写真は、　平面図、調査票と対比できるように整理する
   写真データは必ずJPEG形式にて保存する

Part Ⅱ： 判定票の共通事項編

- 判定票の原則
- 記入欄
- 記入方法

1　擁壁の危険度判定票

手引き－14、15

(様式－1)擁壁被害状況調査・危険度判定票

調　査　票	調査日時　年　月　日　時　調査番号
	地震名又は降雨災害名
被害発生場所	都道府県　市郡　区町村
	地区　団地　丁目　番　号
所有者・管理者氏名	記入者氏名　TEL：
所有者・管理者の連絡先	TEL：　居住者への説明　□済　□未了　□居住者不在　□老人独居住宅

＜被　災　状　況　図＞　応急措置　□済　□未了　□被災無　□簡易記録

1.クラック	2.水平移動	3-1.不同沈下	3-2.目地の開き	4.ハラミ	5-1.傾　斜	5-2.倒　壊	6.変形の折損	7.崩　壊
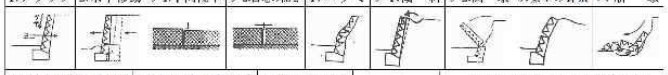								

8.張出し型擁壁の支柱の破損	9.基礎及び基礎地盤の被害	10.排水施設の変状

建物・道路との位置関係（基礎点）

※簡易記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住宅地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全景写真を撮影する。

［平面図］　［断面図］

被災写真の有無	□無　□有→写真番号［　］
特記事項	

擁壁の基礎的条件				
擁壁の種類	□コンクリート系擁壁	□現場打ち □RC方式 □ブロック式 □その他	□単独の擁壁	単独部分 ： 隣接部分 ： 全擁壁高 m　地盤高 m
		□擁壁打ち □プレキャスト	□二段擁壁	上段 ： 下段 ： 上部高 m；下部高 m
	□練石積擁壁	□間知石 □コンクリートブロック □その他		
	□空石積擁壁	□玉石積 □くずれの石 □間知石 □その他	□張出し型擁壁	□その他
			擁壁の設置条件	□切土・盛土度 □地盤地形上 □他 □不明
			擁壁の高さ	高　さ：（　1　：　）

基礎点			□擁壁周囲に被害は見られない	□擁壁周囲に被害は見られる	基礎点
	①排水	良好	0	0	①+②+③
		悪い	0.1	0.2	
		にじみ出し、流出	0.2	0.4	
	②排水施設	表仕上有、天端目地有、表面水の浸透限止	0	0	
		表仕上有、天端は表面水が浸透しやすい	0.1	0.2	
		表仕上無、あっても設・目地が不適当	0.2	0.4	
	③高さ	H≦1m	0	0	
		1m<H≦3m	0.2	0.4	
		3m<H≦4m	0.4	0.8	
		4m<H≦5m	0.6	0.8	
		5m<H	0.8	0.4	

区分	項目＼程度	小						中						大					
	擁壁種類	コンク	練積	胴積	2段	張出	空積	コンク	練積	胴積	2段	張出	空積	コンク	練積	胴積	2段	張出	空積
変状形態と変状点	1 クラック	1	2	3	4	3		2.5	3.5	4	5	7		4	5	6	7	8	
	2 水平移動	2	2.5	3.5	4	6	6	3.5	4	5.5	5	7	7	5	5.5	6	7	9	9
	3 不同沈下・目地の開き	3	3.5	4	5	7		4.5	5	6	7	9		6	7	8	9	10	
	4 ハラミ		4.5	5	6	8	8		6	7	8	9	9		8	9	10	10	10
	5 傾斜・倒壊	5	5.5	6	7	8		7	8	8	9	10		8	9	10	10	10	
	6 擁壁の折損	6	6.5	7	8	9		7	8	9	9	10		8	9	10	10	10	
	7 崩壊		8	9	10	10	8		10	10	10	10	8		10	10	10	10	10
	8 張り出し型擁壁の支柱の破損					7						8							10
	9 基礎及び基礎地盤の被害	10																	
	10 排水施設の変状	3						5						7					
	11 擁壁背面の水浸等被害	10																	

変状の程度 大・中・小の概要説明	項目／程度	小	中	大
	1 クラック幅	2mm未満のクラックはあるが、建築上の支障なし（コンクリート系擁壁の場合2mm未満）	2mm～30mm未満（コンクリート系擁壁の場合2mm～5mm未満）	30mm以上（コンクリート系擁壁の場合5mm以上未満）
	2 水平移動（直交面で地盤の沢目）	4mm未満の水平移動変位がある。	5mm～30mm未満の水平移動変位がある	30mm以上の水平移動変位がある
	3 不同沈下・目地の開き（目地上下・左右の段差）	3mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。	5mm～30mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。	30mm以上の目地の上下のずれ又は目地の開きがあり、倒壊、転落のおそれが有る。
	4 ハラミ（テンションクラック・ずれ・中抜け）	小規模のハラミ及び同一段内目荒石が1～2個抜け落ちる	宅地地盤にテンションクラック無し 円弧すべりのおそれ無し	宅地地盤にテンションクラック有り 円弧すべりのおそれ有り
	5 傾斜・倒壊	擁壁が垂直地盤に対し垂直以下。（コンクリート系擁壁の場合：天端30mm未満の傾斜）	擁壁が垂直地盤に対し垂直以上。（コンクリート系擁壁の場合：天端30mm以上の傾斜）	擁壁が倒壊・崩壊してその機能を失っているもの。
	6 擁壁の折損（横・ななめひび割れから起きるもの、はらんでいるが垂直状態でなく、クラックを境に地盤に折れている）	クラックを境にはっきりと角度をなしている。（コンクリート系擁壁の場合クラックを境にわずかに傾斜している。）	クラックを境に明らかに角度をなしており、抜け行があり、表面のコンクリートが見える。（コンクリート系擁壁の場合クラックを境に両方に傾斜している。）	一見して大であると判るもの。（コンクリート系擁壁の場合クラックを境に前傾している。又は、1mmでも倒壊寸前であり復旧している。）
	7 崩壊	目荒り石から上が残っている。	基礎部を残して残っている。	機能を果たしていない。
	8 張り出し型擁壁の支柱の損傷	支柱にひび割入っている。	支柱のコンクリートが剥れて鉄筋が見えている。	支柱の倒壊破損。
	9 基礎及び基礎地盤の被害	大規模な地下でクラックがある。		
	10 排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、側面にクラックが見られる。	左に加え擁壁のクラック又は目地からの漏水がある。	水抜孔の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。
	11 擁壁背面の水浸等被害	被災して水が溜まっている。		

被害の判定値	基礎点 ＋ 変状点 － 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆
※基礎点に変状点の最大値を加算した点数 ※特定事項の場合は基礎・変状点のみ適用し		無被害：　0　点（防災上問題無し） 小被害：1～4.5点未満（当面は防災上問題無し） 中被害：4.5点～8.5点未満（制限付き立入、進行していれば避難） 大被害：8.5点～（危険、要避難、立入禁止）

危険度判定	□大　□中　□小　□無		
所見記入者の意見	緊　急	□大　□中　□小	上　大・中・小　※2項のうち高を判定基準とする。（　）
※特定事項の場合は記入し	拡大の見込	□有　□無　□判断不可小	（備考：　）

1　宅地地盤/のり面・自然斜面の危険度判定票

手引き－16,17

(様式－2)宅地地盤／のり面・自然斜面被害状況調査・危険度判定票

調　査　票	調査日時　　年　　月　　日　　時　調査番号
	地震名又は降雨災害名
被害発生場所	都道府県　　市郡　　区町村 地区 団地　　丁目　　番　　号
所有者・管理者氏名	記入者氏名　　TEL：
所有者・管理者の連絡先 TEL：	居住者への説明　□済　□未了 □居住者不在　□老人独居住宅

＜被　災　状　況　図＞　　応急措置　□済　□未了　□被災無　□簡易記録

宅地地盤					のり面・自然斜面					
1.クラック	2.陥没	3.沈下	4.段差	5.隆起	1.クラック	2-1.ハラミ	2-2.盤ぶくれ	3.ガリー浸食	4-1.滑落	4-2.崩壊

5.のり面保護工変状	6.排水施設の変状

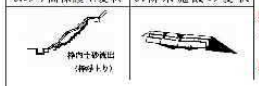

※宅地地盤・宅地のり面で簡易記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住宅地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全景写真を撮影する。

［平面図］　　［断面図］

被災写真の有無	□無　□有→写真番号 ［　　］
特記事項	

のり面・自然斜面の基礎的条件				
地盤	岩	□軟岩　□硬岩　□不明	オーバーハング	□無　□有
	土砂	□砂質土□礫質土□粘性土□不明	排水施設	□無　□有(のり肩、小段排水)
のり面高 (複合のり面は擁壁高合)		最大高　m(平均高　m) (うち擁壁高　m)	のり面保護工 擁壁配置	□無　□植生土　□構造物 □のり面の上部　□のり面の中部 □のり面の下部　□全面
のり面勾配		度		
のり長さ		m	家屋の有無	上部　□有　□無　：　下部　□有　□無

変状形態と配点表

	変形状態のチェック(複数可)	小		中		大	
宅地地盤	1　クラック(幅)	3 cm未満	1	3～15cm 未満又は複数	3	15cm 以上又は全面	5
	2　陥没(深さ)	20 cm未満	2	20～50 cm未満	4	50 cm以上	6
	3　沈下(沈下量)	10 cm未満	2	10～25 cm未満	4	25 cm以上	7
	4　段差(段差量)	20 cm未満	3	20～50 cm未満	5	50 cm以上	8
	5　隆起(隆起量)	20 cm未満	7	20～50 cm未満	8	50 cm以上	9
	6　湧水、噴砂	□無　□有→1点(上の点数に1点加える)					

	変形状態のチェック(複数可)	小		中		大	
のり面・自然斜面	1　クラック(幅)	3 cm未満又は単数	1	3～15 cm未満又は複数	2	15 cm以上又は全面	3
	2　ハラミ(隆起量)	10 cm未満	3	10～30 cm未満	4	30 cm以上	5
	3　ガリー浸食	クラックなどが誘因となって雨滴による浸食が現れはじめた段階。	6	のり面の表上が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれのあるもの。	7	洞穴状や筒壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態。	8
	4　滑落・崩壊	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊。	7	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態。放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊。	9
	5　のり面保護工の変状(植生工は除く)	例えば、のり枠の間詰め陥没。又はコンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度。	7	例えば、のり枠の部分的な破損。又はコンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる。	8	例えば、のり枠の浮上り破壊。又はコンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる。	9
	6　排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	3	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている。	7
	7　のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。					8
	8　湧水、落石・転石	□無　□有→1点(上の点数に1点加える)					

被害の判定値 ※変状点の最大値に加算点を加えたもの ※無被害の場合は被害点の記載無し	□　点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害：　0　点(防災上問題無し) 小被害：1～3点(当面は防災上問題無し) 中被害：4～7点(制限付き立入、進行していれば避難) 大被害：8～10点(危険、要避難、立入禁止)
危険度判定	□大　□中　□小　□無	

所見記入者の意見 ※危険度の場合は無視し	緊急度	□大　□中　□小　(人命・財産・交通の3点を判断基準とする。)
	拡大の見込	□有　□無　□判断不可　(備考：　)

1　宅地地盤/のり面・自然斜面の危険度判定票
（簡易記録）

手引き－24,25

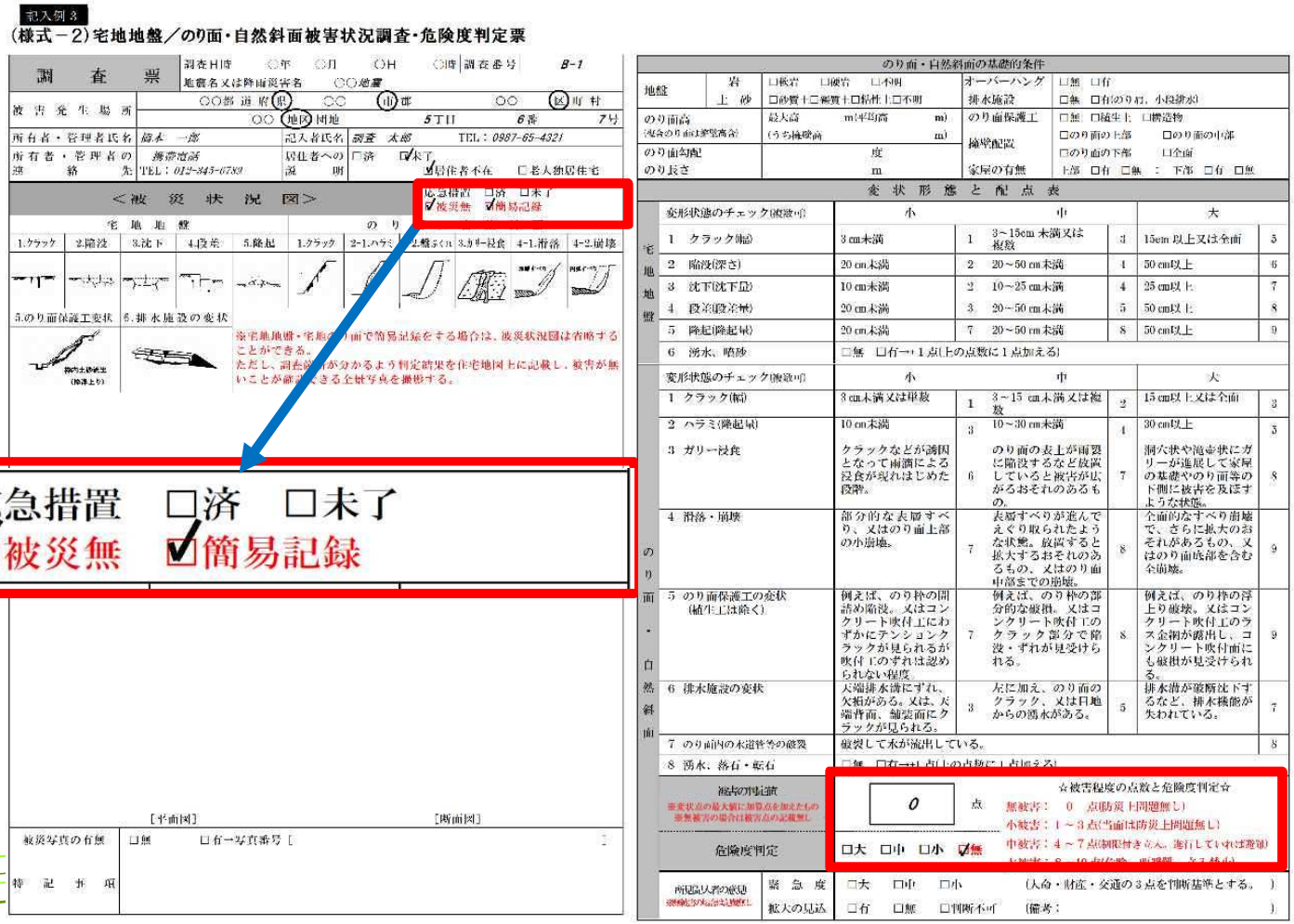
記入例 3
（様式－2）宅地地盤／のり面・自然斜面被害状況調査・危険度判定票

調査票　調査日時　○年　○月　○日　○時　調査番号　B-1
地震名又は降雨災害名　○○地震
被害発生場所　○○都道府県　○○市郡　○○区町村　○○地区団地　5丁目　6番　7号
所有者・管理者氏名　鈴木　一郎　記入者氏名　調査　太郎　TEL：0987-65-4321
所有者・管理者の連絡先　携帯電話 TEL：012-345-6789　居住者への説明　□済　☑未了　☑居住者不在　□老人独居住宅

＜被災状況図＞
応急措置　□済　□未了
☑被災無　☑簡易記録

宅地地盤　1.クラック　2.陥没　3.沈下　4.段差　5.隆起
のり　1.クラック　2-1.ハラミ　2.盤ぶくれ　3.ガリー浸食　4-1.滑落　4-2.崩壊
5.のり面保護工変状　6.排水施設の変状

※宅地地盤・宅地のり面で簡易記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住宅地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全景写真を撮影する。

応急措置　□済　□未了
☑被災無　☑簡易記録

［平面図］　［断面図］
被災写真の有無　□無　□有→写真番号［　］
特記事項

のり面・自然斜面の基礎的条件
地盤　岩　上砂　□軟岩　□硬岩　□不明　□砂質＋□粘性＋□不明
オーバーハング　□無　□有
排水施設　□無　□有（のり肩、小段排水）
のり面高（複合のり面は擁壁高含）　最大高　m（平均高　m）　（うち擁壁高　m）
のり面保護工　□無　□植生土　□構造物　□のり面の上部　□のり面の中部　□のり面の下部　□全面
擁壁配置　上部　□有　□無　：　下部　□有　□無
のり面勾配　度
のり長さ　m
家屋の有無

変状形態と配点表

変形状態のチェック（複数可）	小		中		大	
1 クラック（幅）	3 cm未満	1	3～15cm 未満又は複数	3	15cm 以上又は全面	5
2 陥没（深さ）	20 cm未満	2	20～50 cm未満	4	50 cm以上	6
3 沈下（沈下量）	10 cm未満	2	10～25 cm未満	4	25 cm以上	7
4 段差（段差量）	20 cm未満	3	20～50 cm未満	5	50 cm以上	8
5 隆起（隆起量）	20 cm未満	7	20～50 cm未満	8	50 cm以上	9
6 湧水、噴砂	□無　□有→1点（上の点数に1点加える）					

変形状態のチェック（複数可）	小		中		大	
1 クラック（幅）	3 cm未満又は単数	1	3～15 cm未満又は複数	2	15 cm以上又は全面	3
2 ハラミ（隆起量）	10 cm未満	3	10～30 cm未満	4	30 cm以上	5
3 ガリー浸食	クラックなどが誘因となって雨滴による浸食が現れはじめた段階。	6	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれのあるもの。	7	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態。	8
4 滑落・崩壊	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊。	7	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態。放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊。	9
5 のり面保護工の変状（植生工は除く）	例えば、のり枠の間詰め陥没。又はコンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度。	7	例えば、のり枠の部分的な破損。又はコンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる。	8	例えば、のり枠の浮上り破壊。又はコンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる。	9
6 排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	3	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている。	7
7 のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。					8
8 湧水、落石・転石	□無　□有→1点（上の点数に1点加える）					

被害の判定値　※変状点の最大値に加算点を加えたもの　※無被害の場合は被害点の記載無し
0　点
☆被害程度の点数と危険度判定☆
無被害：　0　点（防災上問題無し）
小被害：1～3点（当面は防災上問題無し）
中被害：4～7点（制限付き立入、進行していれば避難）
危険度判定　□大　□中　□小　☑無

所見記入者の意見　※被害が無い場合は記載無し
緊急度　□大　□中　□小　（人命・財産・交通の3点を判断基準とする。）
拡大の見込　□有　□無　□判断不可　（備考：　）

手引き－24,25

2判定票の記入

手引き－22

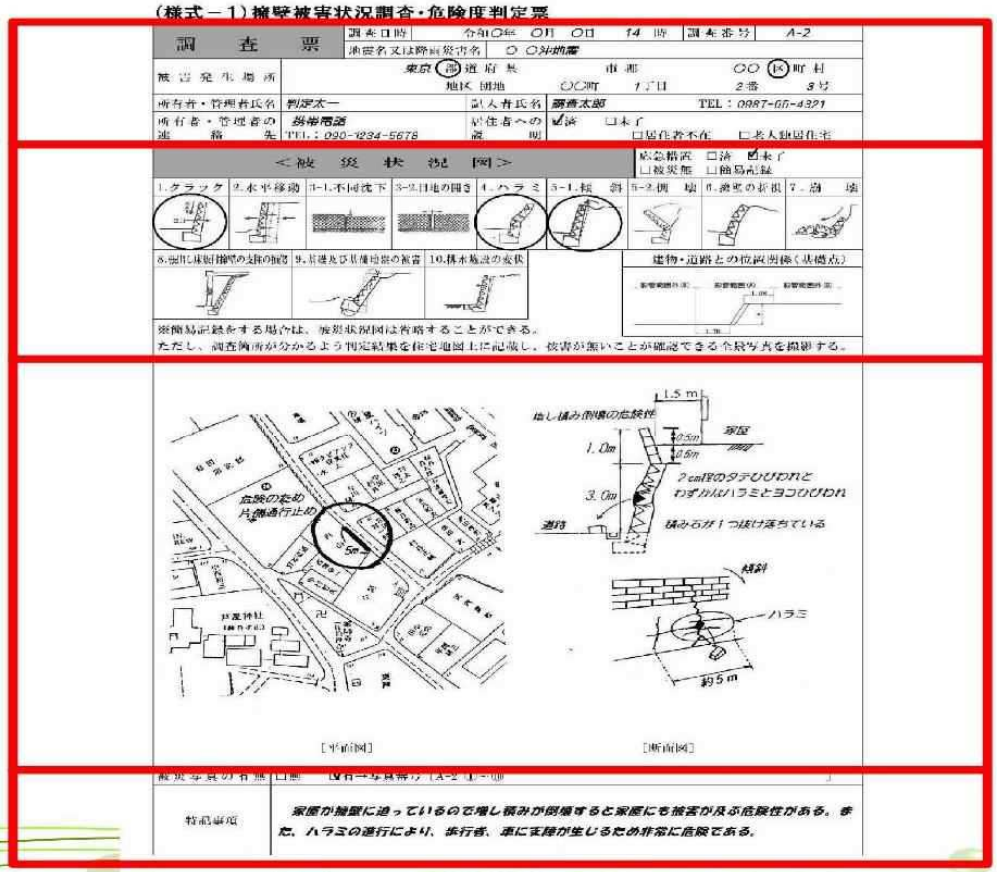

（様式－1）擁壁被害状況調査・危険度判定票

調査票	調査日時	令和○年 ○月 ○日 14 時	調査番号	A-2
	地震名又は降雨災害名	○ ○地震		
被害発生場所	東京 都 道府県 市郡 ○○ 区 町村 地区 団地 ○○町 1丁目 2番 3号			
所有者・管理者氏名	判定太一	記入者氏名	勝者太郎	TEL：0987-65-4321
所有者・管理者の連絡先	携帯電話 TEL：090-1234-5678	居住者への説明	☑済 □未了 □居住者不在 □老人独居住宅	

＜被災状況図＞

応急措置 □済 ☑未了 □被災無 □独居記録

1.クラック 2.水平移動 3-1.不同沈下 3-2.目地の開き 4.ハラミ 5-1.転倒 5-2.倒壊 6.擁壁の折損 7.崩壊 8.張出床版擁壁の支柱の損傷 9.基礎及び基礎周辺の被害 10.構造物の変状

建物・道路との位置関係（基礎点）

被害箇所記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住宅地図上に記載し、検査が無いことが確認できる全景写真を撮影する。

［平面図］ ［断面図］

被災写真の有無 □無 ☑有→写真番号（A-2 ①～⑩）

特記事項 家屋が擁壁に迫っているので増し積みが倒壊すると家屋にも被害が及ぶ危険性がある。また、ハラミの進行により、歩行者、車に支障が生じるため非常に危険である。

基本事項

被災状況図
（被災項目）

被災状況図
（平面図、断面図）

特記事項

2　判定票の記入例

手引き－22,30

(様式－1)擁壁被害状況調査・危険度判定票

調　査　票	調査日時	令和〇年　〇月　〇日　14　時	調査番号	A-2
	地震名又は降雨災害名	〇　〇沖地震		
被害発生場所	東京 (都) 道 府 県　市 郡　〇〇 (区) 町 村			
	地区 団地　〇〇町　1丁目　2番　3号			
所有者・管理者氏名	判定太一	記入者氏名	調査太郎　TEL：0987-65-4321	
所有者・管理者の連絡先	携帯電話 TEL：090-1234-5678	居住者への説明	☑済　□未了 □居住者不在　□老人独居住宅	
＜被災状況図＞			応急措置　□済　☑未了 □被災無　□簡易記録	

・調査日時　本 日　14時

・地震名　〇〇沖 地震

・調査番号　被災場所 － 整理番号 － 被災発生箇所

・被災発生箇所　東京都 〇〇区 〇〇町 1丁目 2番 3号

・所有者氏名　判定 太一

・所有者連絡先　携帯電話　090－1234－5678

被災状況図のチェック

手引き－22,30

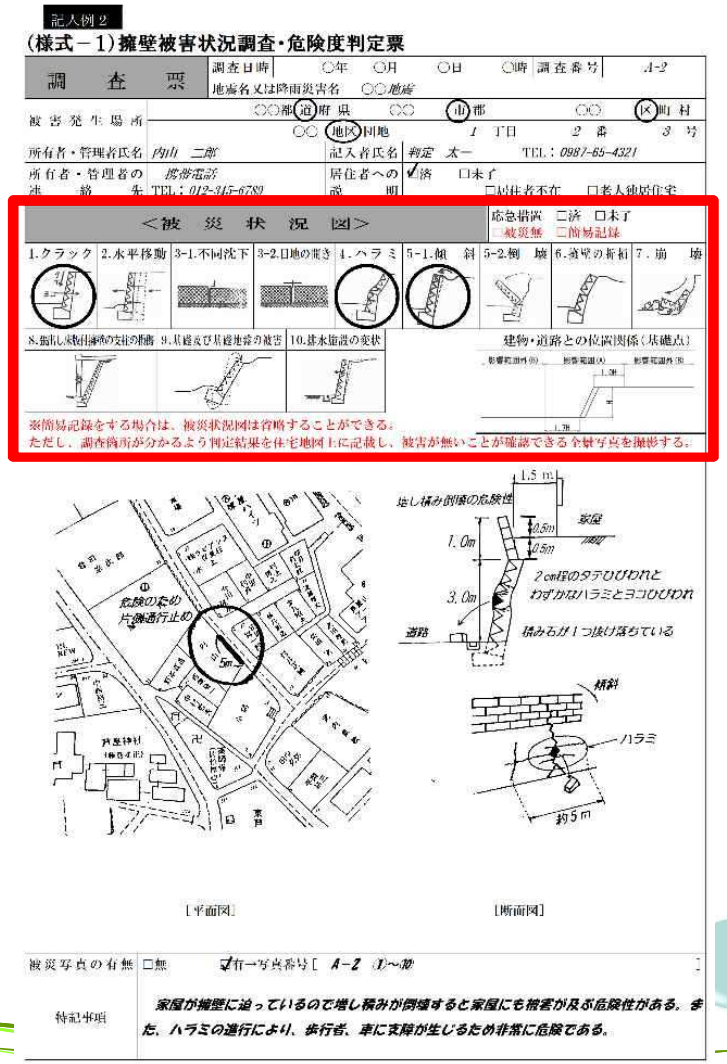
記入例２

（様式－１）擁壁被害状況調査・危険度判定票

調査票	調査日時	○年 ○月 ○日 ○時	調査番号	A-2
	地震名又は降雨災害名	○○地震		
被害発生場所	○○都道府県 ○○市郡 ○○区町村 ○○地区団地 1丁目 2番 3号			
所有者・管理者氏名	内山 二郎	記入者氏名	判定 太一	TEL：0987-65-4321
所有者・管理者の連絡先	携帯電話 TEL：012-345-6789	居住者への説明	☑済 □未了 □居住者不在 □老人独居住宅	

＜被災状況図＞

応急措置 □済 □未了 □被災無 □簡易記録

1.クラック 2.水平移動 3-1.不同沈下 3-2.目地の開き 4.ハラミ 5-1.傾斜 5-2.倒壊 6.擁壁の折損 7.崩壊

8.掘出し及び擁壁の支柱の損傷 9.基礎及び基礎地盤の被害 10.排水施設の変状

建物・道路との位置関係（基礎点）

※簡易記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住宅地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全景写真を撮影する。

［平面図］ ［断面図］

被災写真の有無	□無 ☑有→写真番号［ A-2 ①～③ ］
特記事項	家屋が擁壁に迫っているので増し積みが倒壊すると家屋にも被害が及ぶ危険性がある。また、ハラミの進行により、歩行者、車に支障が生じるため非常に危険である。

2 被災状況図の記入例(無被害)

手引き－22,30

(7)被災状況図

①被災項目

並んでいる図(1～11)から該当するものを○で囲む(複数可)。

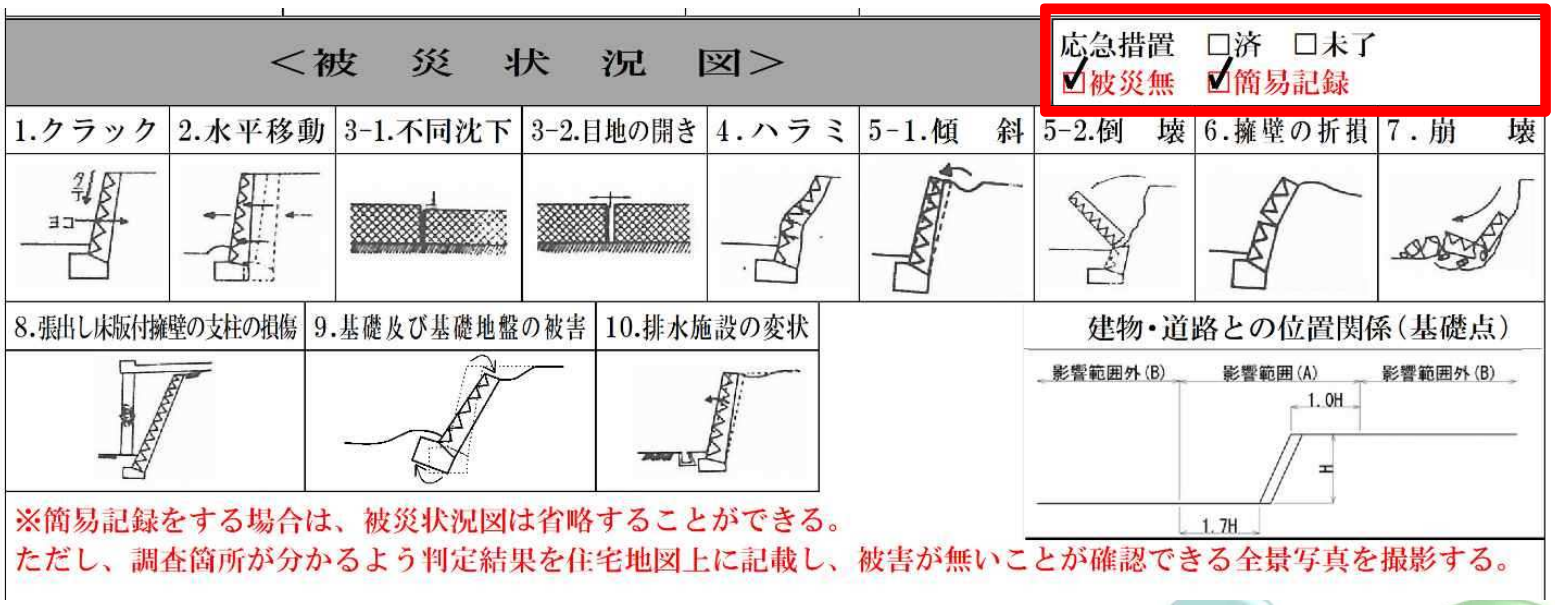

被災状況の記入例

手引き－22

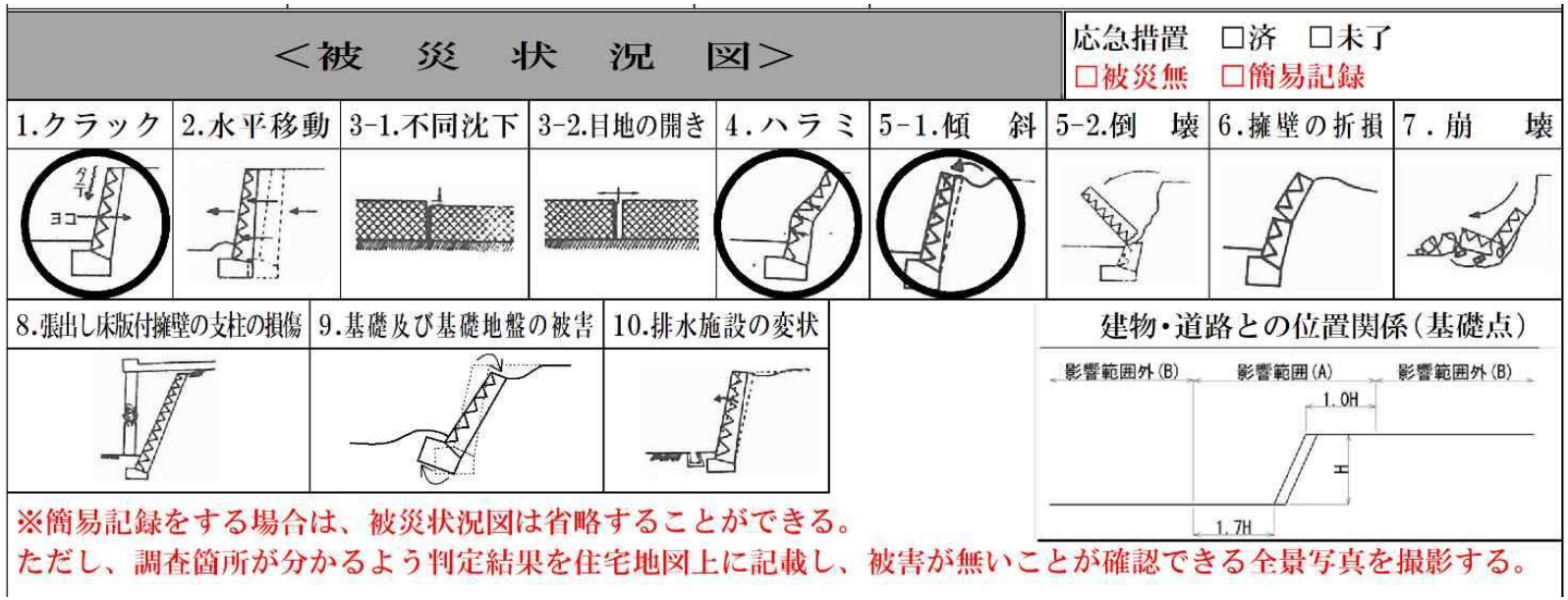

※簡易記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住宅地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全景写真を撮影する。

2 被災状況図の記入

※簡易記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住宅地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全景写真を撮影する。

［平面図］

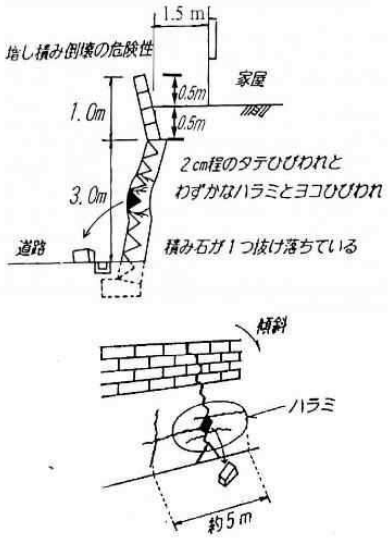

［断面図］

被災写真の有無	□無　☑有→写真番号［ A-2 ①～⑩ ］
特記事項	家屋が擁壁に迫っているので増し積みが倒壊すると家屋にも被害が及ぶ危険性がある。また、ハラミの進行により、歩行者、車に支障が生じるため非常に危険である。

2　被災状況図の記入（平面図）

手引き－22

①　平面図

・住宅地図及び地形図から被災現場周辺を切り抜き、被災現場を〇で囲み、貼り付ける。

・手書きの場合も、周辺の状況が分かるように(道筋や目印になる建物等)書くこと。

・被災状況を記入する。

手書きの場合も、概略延長が分かるよう記入する。

2　被災状況図の記入（断面図）

手引き－22

②断面図

・高さ、幅・長さ等被災範囲が分かるように又、被災状況を書く。
・擁壁上下の家屋までの最短距離を必ず記入する。

・家屋については、用途(住宅、非住宅等)・構造(木造、RC造、プレハブ、鉄骨等)・階数がわかる様記入する。

・断面図だけでなく、正面図や立体図も必要に応じて書き入れる。
また、被害状況の説明も記入する。

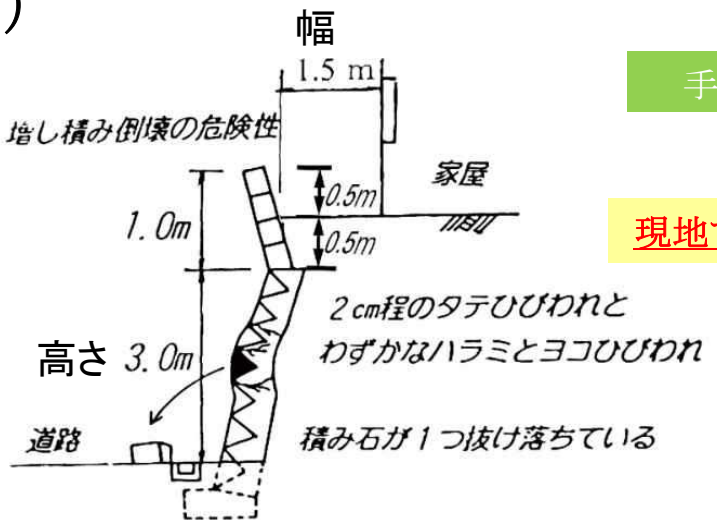

現地でスケッチ

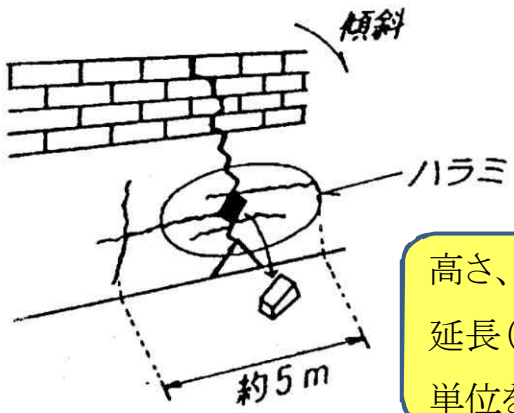

高さ、幅の規模を記入。
延長（奥行き）も記入する。
単位をしっかりと書く。

手引き－22

3　特記事項の記入

・今後予想される危険性
・応急措置がとられている場合はその内容
・応急措置がとられていない場合は取るべき措置
・住民の方にアドバイスした事項 相手方氏名電話番号・被災宅地の周辺の状況等

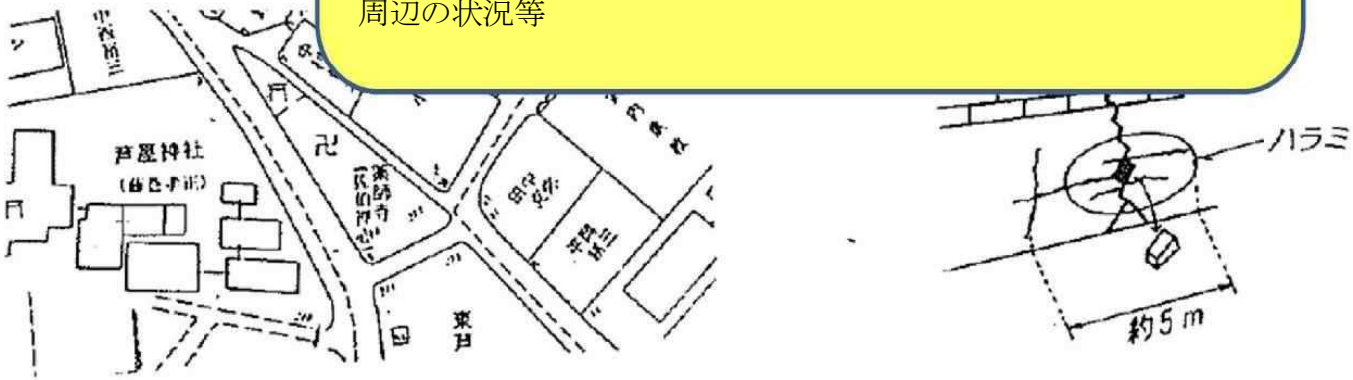

［平面図］

［断面図］

被災写真の有無	□無　☑有→写真番号［ A－1　①～⑩ ］
特記事項	家屋が擁壁に迫っているので増し積みが倒壊すると家屋にも被害が及ぶ危険性がある。また、ハラミの進行により、歩行者、車に支障が生じるため非常に危険である。